

# 国有林における 森林ボランティア活動の希望者を 募集します

【募集期間：令和3年3月22日～令和3年4月2日】

東北森林管理局三八上北森林管理署では、近年、植樹・保育の森林づくりや森林の保全活動等、森林・林業へのボランティアによる取り組みのニーズが高まりを見せており、国有林野における現地案内や指導の活動について、ボランティアにより協力したいとの要請に応えるため、活動の希望者を募集し「東北森林管理局 フォレスト・ボランティア」として登録することとしました。

国有林野を「国民の森林」として管理経営をしていく観点からも、広く一般の方々からボランティアとして活動していただくこととしたものです。

## 森林ボランティアの活動の内容

- 1 森林パトロール  
動植物保護（高山植物盗採防止等）及び山火事防止等のための林野巡視
- 2 森林環境美化活動  
森林汚染防止のため、ゴミ等の収拾、看板の設置等啓発活動
- 3 森林案内・指導等  
森林教室、自然観察、体験林業等における現地案内や指導
- 4 その他  
国有林野の各種標識・看板類の設置・修理、歩道修理等業務への協力

## 活動のエリア及び期間

- 1 活動エリア  
三八上北森林管理署管内（十和田市、三沢市、田子町、三戸町、新郷村、東北町、野辺地町、七戸町、六ヶ所村、横浜町）に所在する国有林野。
- 2 活動期間  
令和3年5月1日から令和4年4月30日までの1年間

## 活動希望者の申請・登録

- 1 ボランティア活動を希望される方は、三八上北森林管理署長に別紙「森林ボランティア活動登録申請書」を提出して下さい。  
なお、団体として活動を希望する場合は、会員等の申請書をまとめて一括申請することが出来ます。
- 2 署長等は、次の要件を充たし適当と認める者を「東北森林管理局フォレスト・ボランティア」として認定・登録し、「森林ボランティア活動登録証」を交付します。  
※ 今回の募集人員は、10名程度を予定しています。応募者多数の場合についてのご希望に添えない場合があります。
  - ①森林ボランティア活動に積極的に参加する意欲を有し、当該署長等に登録を申請する者
  - ②森林ボランティア活動の実施に必要な見識を有し、ボランティア活動を継続的に行おうとする者
- 3 署長等は、登録者が不適切な行為を行った場合、活動実績が一定期間無い場合及び登録された者が自ら取消を申し出た場合は、登録を取り消すことがあります。

## 活動の方法等

- 1 森林ボランティア活動を行った場合は、署長等に対して活動の実施後に、その結果の報告について協力をお願いします。(電話等適宜)
- 2 森林ボランティア活動を行う際は、署長等が貸与する腕章を着用していただきます。
- 3 活動は無報酬です。  
活動に使用する器具・機材は、原則として活動される方で用意していただきます。  
また、活動中事故等で受災しても補償の対象になりませんので、活動の安全には十分留意して下さい。  
(なお、「ボランティア保険」には一括加入を予定しています。)

# 森林ボランティア活動登録申請書

令和 年 月 日

三八上北森林管理署長 殿

## 申請人

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 性別：\_\_\_\_\_  
生年月日：\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（ \_\_\_\_\_ 歳）  
職 業：\_\_\_\_\_  
電話番号：\_\_\_\_\_

下記の森林ボランティア活動を行いたいので、登録を申し込みます。

## 記

1 行いたい森林ボランティア活動内容

2 行いたい森林ボランティア活動のエリア

3 森林ボランティア活動を行いたい動機及び経歴

※申請書の受付・お問い合わせは下記まで

東北森林管理局 三八上北森林管理署  
業務グループ（森林ふれあい担当）

電 話：0176-23-3551 FAX：0176-24-2020